

# 【大竹市クーポン券発行等事業】 取扱事業者 募集要項

## ★事業の目的

新型コロナウイルス感染症の影響により落ち込んだ地域における消費を喚起するとともに、市内事業者が新型コロナウイルス感染症の感染防止措置を講じ、市民が安心して消費行動できるようになることを目的として、クーポン券発行等事業を実施します。

## 1. 大竹市クーポン券発行等事業について

### (1) 事業概要 ※発行額及び発行内容は予定です。

①名称 コイちゃんクーポン（以下「クーポン券」という。）

②発行者 大竹市

③発行額 約2億6,000万円（大竹市負担）

④発行内容 約52万枚（市民1人につき額面500円値引き券×20枚）

※ 特別取扱事業者は、全ての事業者を対象としたクーポン券のみ使用できます。

⑤使用期間 令和2年11月1日（日）～令和3年1月31日（日）

⑦送付対象者 全市民

※令和2年9月30日において市の住民基本台帳に登録されている者

⑧使用方法 税込み1,000円毎の支払いで、クーポン券1枚使用

※ クーポン券を家族で一緒に使用するなど、お買い物等1回あたりの使用枚数に制限はありません。

### ⑨取扱事業者

新型コロナウイルス感染症拡大防止措置を施している市内に店舗等が所在する事業者で、地域振興に貢献し、大竹市内における消費喚起・下支えに寄与できる店舗・事務所等を公募して決定します。

なお、取扱事業者のうち次のアからエに該当する事業者は、**特別取扱事業者**とします。

ア 資本金の額又は出資の総額が3億円を超え、かつ、常時使用する従業員の数が300人を超える取扱事業者であって、製造業、建設業、運輸業その他の業種（イからエまでに掲げる業種を除く。）に属する事業を主たる事業として営むもの。

イ 資本金の額又は出資の総額が1億円を超え、かつ、常時使用する従業員の数が100人を超える取扱事業者であって、卸売業に属する事業を主たる事業として営むもの。

ウ 資本金の額又は出資の総額が5千万円を超え、かつ、常時使用する従業員の数が1000人を超える取扱事業者であって、サービス業に属する事業を主たる事業として営むもの。

エ 資本金の額又は出資の総額が5千万円を超え、かつ、常時使用する従業員の数が500人を超える取扱事業者であって、小売業に属する事業を主たる事業として営むもの。

## (2) クーポン券の使用対象にならないもの

- ①出資や債務（振込手数料など）の支払い
- ②有価証券、金券、商品券（ビール券、清酒券、お米券、図書カード、店舗が独自発行する商品券等）、旅行券、乗車券、切手、はがき、印紙、プリペイドカード等の換金性の高いものの購入
- ③現金との換金
- ④たばこ事業法（昭和 59 年法律第 68 号）第 2 条第 1 項第 3 号に規定する製造たばこの購入（電子たばこを含む。）
- ⑤当せん金付証票法（昭和 23 年法律第 144 号）第 2 条に規定する当せん金付証票
- ⑥社会保障制度（医療や介護等）の一部負担金
- ⑦事業活動に伴って使用する原材料、機器類及び仕入商品等の調達
- ⑧土地・家屋購入、家賃・地代・駐車料（一時預りを除く）等の不動産に関わる支払い
- ⑨会費、商品及びサービスの引換券等代金を前払いするもので、有効期限が令和 3 年 1 月 31 日を超えるもの
- ⑩風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号。以下「風俗営業法」という。）第 2 条第 5 項に規定する性風俗関連特殊営業に係る支払い
- ⑪特定の宗教・政治団体と関わるものや公序良俗に反するもの
- ⑫その他、各取扱事業者が指定するもの



## 2. 取扱事業者の募集概要

### (1) 参加資格

新型コロナウイルス感染症拡大防止措置を施している市内に店舗等が所在する事業者で、クーポン券の使用を大竹市内の店舗等のみに制限できる事業者。

ただし、次の①から⑩のいずれかに該当する事業者等を除く。

※申込時には、8 ページに掲載の誓約事項に同意が必要です。

- ①風俗営業法第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業を行っている事業者
- ②特定の宗教・政治団体と関わる場合や業務の内容が公序良俗に反する営業を行っている事業者
- ③『1. 大竹市クーポン券発行等事業についての(3)クーポン券の使用対象にならないもの(※2 ページ掲載)』に記載する取引、商品のみを取扱う事務所・店舗等
- ④大竹市の競争入札等指名除外の措置を受けている事業者
- ⑤地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第2項第2号に該当する者及び刑法(昭和40年法律第45号)第96条の3若しくは第198条又は私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号)第3条の規定による刑の容疑により刑事訴訟法(昭和23年法律第131号)第247条の規定に基づく公訴を提起されている事業者等
- ⑥役員等(法人にあっては非常勤を含む役員及び支配人並びに支店又は営業所の代表者、その他の団体にあっては法人の役員と同等の責任を有する者、個人にあってはその者及び支配人並びに支店又は営業所を代表する者をいう。以下同じ。)が暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。)第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)である事業者
- ⑦暴力団(暴対法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員が経営に実質的に関与している事業者
- ⑧役員等が自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用している事業者
- ⑨役員等が暴力団・暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、又は関与している事業者
- ⑩役員等が暴力団・暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している事業者

## (2) 取扱事業者の責務・留意事項等

次の①から⑫に掲げる事項を、遵守してください。

- ①店舗等では、マスクの着用や消毒液の設置など、新型コロナウイルス感染症の感染防止措置を講じてください。
- ②クーポン券取扱事業者であることが明確になるよう、PRグッズ（のぼりやステッカー等）を使用者が分かりやすい場所に掲示してください。
- ③特別取扱事業者は、中小事業者のみ使用可能であるクーポン券を取り扱わないでください。
- ④使用者から受け取るクーポン券に問題がないか確認してください。  
なお、色合いが明らかに違うなど、偽造されたクーポン券と判別できる場合は、クーポン券の受け取りを拒否するとともに、その事実を速やかに警察へ通報してください。また、その旨を大竹市総務部産業振興課商工振興係（Tel59-2131）に報告してください。
- ⑤使用期間中（令和2年11月1日から令和3年1月31日）における商品の売買、サービスの提供等の取引に使用されたクーポン券のみ換金可能です。  
※なお、クーポン券の換金は、換金業務を行う大竹商工会議所で行ってください。
- ⑥取扱事業者は、使用期間以降（令和3年2月1日以降）にクーポン券を使用させないこと。また、使用期間を過ぎた未使用のクーポン券は、受け取らないでください。（店舗で処分しない。）
- ⑦クーポン券は、1,000円毎の支払いにつき1枚受け取り、1,000円未満の支払いでは、クーポン券を受け取らないでください。  
※ なお、家族で一緒に使用するなど、お買い物等1回あたりにおけるクーポン券の使用枚数については、制限はありません。  
【例】
  - ・0円から999円までは、クーポン券を使用できません。
  - ・1,000円から1,999円までは、クーポン券1枚（500円値引き）
  - ・3,000円から3,999円までは、クーポン券3枚（1,500円値引き）
  - ・12,000円から12,999円までは、クーポン券12枚（6,000円値引き）
  - ・40,000円から40,999円までは、クーポン券40枚（20,000円値引き）
- ⑧クーポン券の換金、売買を行わないでください。
- ⑨クーポン券の盗難・紛失、滅失又は偽造、模造等に対して、大竹市は責を負いません。
- ⑩クーポン券に関して大竹市が調査する場合は、その調査に応じてください。また警察や税務機関等の公的機関から情報提供を求められた場合は、大竹市が情報提供することに同意していただきます。
- ⑪クーポン券発行等事業の運営にご協力ください。

### (3) 申込から選定まで

#### ①申込方法

取扱事業者としての登録を希望する事業者は、この「募集要項」に同意の上、大竹市クーポン券取扱事業者登録申込書に必要事項を記入し、大竹商工会議所に申し込んでください。(申込費用：無料)

#### ②申込期間

9月1日(火)～11月30日(月)

※クーポン券と一緒に市民に配布する予定の「大竹市クーポン券事業への参加店舗一覧」への掲載は、9月25日(金)までに申し込んだ事業者までとします。なお、取扱事業者については、大竹市や大竹商工会議所のホームページで公開する予定です。(必要に応じて2次募集する場合があります。)

※クーポン券の取扱事業者を対象とした説明会は、

10月15日(木) 14時30分から大竹商工会議所で行います。

#### ③登録・承認

大竹商工会議所が申し込みのあった事業者を取りまとめた上で、大竹市にクーポン券取扱事業者の登録申込書を提出します。

大竹市は、申込内容を審査し、取扱事業者の登録を承認した者に対し、取扱事業者登録証明書を交付します。

なお、取扱事業者登録証明書は、原則、大竹商工会議所を通じて交付します。

※ 申し込み内容に虚偽等があった場合、承認を取り消すことがあります。

#### ④ その他留意事項

ア. 取扱事業者の情報(店舗名称・所在地・電話番号・業種等)は、全市民に周知(ホームページ等)します。

イ. 取扱事業者向けのマニュアルやステッカー等は、説明会で配布する予定です。

ウ. クーポン券の取扱い、換金の方法等の詳細については、説明会で配布する予定の「取扱事業者マニュアル」を参照してください。

エ. 「募集要項」に違反する行為が認められた場合は、クーポン券の換金を拒否したり、取扱事業者の承認を取り消したり、また損害が生じた場合は損害賠償金を請求することがあります。

オ. 「募集要項」に記載されていない事項及び定めのない事項に関しては、その都度、大竹市において対応を決定し、ホームページ等でお知らせします。

カ. クーポン券事業用にデザインされたクーポン券の肖像使用を含む広報告知物・提出物等は、事前に、大竹市の承認が必要となります。

キ. 大竹市の方針などにより、内容が変更される可能性がある旨を予め承願います。

### 3. 換金について

物品の販売又は役務の提供などの取引においてクーポン券を受け取った取扱事業者は、クーポン券の換金をすることができます。その方法は、次のとおりとします。

①取扱事業者は、大竹市から交付された取扱事業者登録証明書を大竹商工会議所に持参し、開所時間内に、必要事項を記入した大竹市クーポン券換金申込書（2枚複写）とクーポン券を持参してください。なお、換金額が100,000円以内の場合は、現金での支払いとなります。

※ 換金額が100,000円を超える場合は、口座振込となりますので、大竹市クーポン券換金申込書（2枚複写）とクーポン券のほかに、金融機関の振込依頼書（事前に必要事項を記入）を持参してください。

②換金申込のできる期間は、令和2年11月から令和3年2月の大竹市が指定する日までとします。この期間以外の受付には一切応じられませんので、必ず期間中に換金手続きをしてください。

③なお、換金申込期限、入金予定日や換金方法等の詳細については、後日、説明会で配布する予定の「取扱事業者マニュアル」で、必ず確認してください。

※ 説明会に参加できない場合は、「取扱事業者マニュアル」を大竹商工会議所又は大竹市に備え付けていますので、受け取りに来てください。

### 4. お問い合わせ先

大竹市クーポン券発行等事業に係るお問い合わせは、平日9時30分から17時（祝日および年末年始（12月29日～1月3日）を除く。）に次のところで受け付けます。

◎取扱事業者の募集・換金等について

⇒大竹商工会議所（TEL52-3105）

◎クーポン券発行等事業の全般について

⇒大竹市総務部産業振興課（TEL59-2131）

## 誓約事項

申込時には、次の事項の全てを遵守することを誓約していただきます。

- ①クーポン券の換金や 1,000 円の支払いごとの値引き以外の値引き対応を行いません。
- ②クーポン券を使用できない商品に対して、クーポン券での値引きを受け付けません。
- ③クーポン券の売買、交換、再流通、偽造、悪用、濫用はいたしません。
- ④クーポン券を紛失・毀損した場合は、責任を負います。
- ⑤クーポン券の使用期間中（令和 2 年 11 月 1 日～令和 3 年 1 月 31 日）は取扱事業者として事業に参加し、真にやむを得ない事情がない限り途中辞退はいたしません。
- ⑥クーポン券の取扱事業者の責務のほか募集要項に記載されている内容に同意し、遵守します。
- ⑦クーポン券の使用に際して、消費者からの苦情や紛争が生じ、取扱事業者側の責に帰すると認められる場合、自ら解決に努めます。
- ⑧クーポン券の取り扱いに対して大竹市からの改善要請等があった場合にはそれに従います。
- ⑨店舗名・所在地・電話番号・業種等の公表（ホームページ・チラシ等に掲載）について同意します。
- ⑩登録する店舗は、「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第 2 条第 5 項に規定する性風俗関連特殊営業を行っている店舗等」、「特定の宗教・政治団体と関わる店舗等」、「公序良俗に反する店舗等」、「反社会的勢力が経営に実質的に関与している店舗等」ではありません。
- ⑪店舗等では、マスク着用や消毒液設置など、新型コロナウイルス感染症の拡大防止に必要な措置を講じます。
- ⑫クーポン券に関して大竹市が調査する場合は、その調査に応じます。また警察や税務機関等の公的機関から情報提供を求められた場合は、大竹市が情報提供することに同意します。

※ クーポン券は、大竹市クーポン券発行等事業実施要綱に規定されたクーポン券（コイちゃんクーポン）のことです。